

「以和貴苑指定居宅介護支援事業所」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4677100044 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 以和貴会
(2) 法人所在地 鹿児島県鹿屋市串良町細山田5902番地3
(3) 電話番号 0994-62-2430
(4) 代表者氏名 理事長 西丸重晴
(5) 設立年月 昭和60年5月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、サービス計画が確実に提供されるよう事業者との連携・調整を行う。
(3) 事業所の名称 以和貴苑指定居宅介護支援事業所・平成12年2月14日指定
(4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿屋市串良町下小原3103番地2
(5) 電話番号 0994-62-8881
(6) 事業所長氏名 所長 西丸重晴
(7) 事業所の運営方針 要介護者が居宅で自立した日常生活を営むために必要な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に利用できるよう、要介護者の希望に沿ったサービス計画の作成や、その他の便宜の提供を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立を行う。
(8) 開設年月 平成12年4月1日

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日及び営業時間

営業日	12月31日・1月1日を除く月曜日～土曜日（祝祭日は営業実施）
休日	日曜日（緊急時は対応）
サービス提供時間帯	8時30分 ～ 17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

区分	管理者	介護支援専門員	事務職員
指定基準	1	1	—
常勤換算	1	3	1

5. サービスの内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

- ◇ 介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ◇ 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。
- ◇ 介護支援専門員は、ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ◇ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ◇ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況をチェックします。
- ◇ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ◇ ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

- ◇ ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

- ◇ ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

- ①居宅介護支援に関するサービス利用料金（要介護1・2は10,000円、要介護3～5は13,000円）は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。
- ②近隣市町村以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、支援活動に係る交通費の実費をいただく場合がございます。
実施地域・・・鹿屋市、肝属地域
- ③介護保険料滞納されている方はサービス利用料金を全額負担していただく場合がございます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
介護支援専門員一人当たりの担当者人数 原則35人までとします。

(2) 介護支援専門員の交替

- ①事業者からの介護支援専門員の交替
事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- ②ご契約者からの交替の申し出
選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 守秘義務

- (1) 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援サービスを提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。
- (2) 事業者は事業者の従業員が退職後、在職中に知り得たご契約者及びご契約者の家族の秘密を漏洩することがないように必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、ご契約者の個人情報を用いる場合はご契約者又はご契約者の家族の同意を得て、サービス担当者会議等において用いるものとします。

8. 記録の作成・交付

- (1) ご契約者に提供した居宅介護支援サービスについて記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者又はご家族に対して閲覧、複写物の交付に応じます。
ただし、複写物の交付に際しては実費をいただくことがあります。

9. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 事故発生時の対応

利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

11. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 : 担当者 (介護支援専門員)

- 解決責任者 : 苑長 西丸重晴

- 受付時間 : 毎週月曜日～土曜日 (8:30～17:30)

- 電話番号 : 0994-62-8881

(2) 第三者委員による苦情受付

- 有島俊哉 【TEL: 0994-63-6461】
- 福園芳信 【TEL: 0994-63-9170】
- 大塚ルミ子 【TEL: 0994-62-0006】

(2) 行政機関その他苦情受付機関

串良総合支所健康福祉課	鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2059番地 TEL 0994-63-3111 内線(155) FAX 0994-63-5565
国民健康保険団体連合会	鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館内 TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817
鹿児島県社会福祉協議会	鹿児島市鴨池新町1番7号 鹿児島県社会福祉センター内 TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707

平成 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

以和貴苑指定居宅支援事業所

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印

続 柄